

段級位審査等の手数料に関する規程

制定	昭和48年8月18日	改正	昭和50年1月19日
改正	昭和51年3月27日	改正	昭和53年3月25日
改正	昭和54年3月10日	改正	昭和56年3月28日
改正	昭和61年1月11日	改正	平成4年1月11日
改正	平成7年1月14日	改正	平成9年3月22日
改正	令和元年11月9日	改正	令和2年3月27日
改正	令和8年4月1日		

第1条 この規程は、段級位審査等に関する規程（以下「審査規程」という。）第17条に基づき、称号及び段級位の推薦料、審査料、昇段料及び登録料について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 審査規程第10条ないし第13条の定める称号又は六段以上の段位を受審する者は、当該称号又は段位について次表で定める推薦料又は中央審査料を連盟に対する受審申込と同時に納付しなければならない。

受審称号・段位	推 薦 料
範 士	0
教 士	36,800 円
錬 士	27,500 円
八 段	20,000 円
七 段	18,000 円
六 段	16,000 円

第3条 五段以下の段位及び級位の審査料は次のとおりとし、受審申込と同時に納付する。

段位・級位	審 査 料
五 段	11,000 円
四 段	8,000 円
三 段	7,000 円
二 段	6,000 円
初 段	5,000 円
級 位	3,000 円

第4条 段位の昇段料は次のとおりとし、六段以上の場合は合格発表後速やかに納付し、五段以下の場合は審査申込の際に合格を条件として納付する。但し不合格の場合発表後速やかに返納する。

合格段位	審査料
六段及び七段	5,500円
四段及び五段	4,500円
三段以下	2,500円

第5条 称号の登録料はつぎのとおりとし、合格通知後速やかに納付するものとする。

称号	登録料
範士	152,500円
教士	92,500円
錬士	68,300円

第6条 段位の登録料は次のとおりとし、六段以上の場合は合格発表後速やかに納付し、五段以下の場合は審査申込の際に合格を条件として納付する。但し不合格の場合は発表後速やかに返納する。

段位	登録料
八段	111,500円
七段	76,300円
六段	52,000円
五段	21,100円
四段	15,200円
三段	10,000円
二段	8,000円
初段	5,800円

第7条 審査規程第9条所定の受審者の場合は、当該受審段位についての登録料は前条の規定にかかわらず、未登録段位の累計額とする。

第8条 級位受審者は、受審申込の際に合格を条件として登録料を納付する。但し不合格の場合は発表後速やかに返納する。

2 前項の登録料は3,000円とする。

附則

この規程は、昭和 48 年 8 月 20 日から施行する。

附則

この規程は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。;

附則

この規程は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。;

附則

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和元年 11 月 9 日から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 3 月 27 日から施行する

附則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する